

山陽小野田市農業委員会

第16回

総会議事録

1. 開催日時 令和3年10月13日午後1時30分から午後3時18分

2. 開催場所 山陽小野田市厚狭公民館2階 第一研修室

3. 出席委員

会 長	1	田尾 光一
会長職務代理者	9	山本 シゲ子
委 員	2	相本 まゆみ
	4	藤井 豊
	5	森田 祐三
	6	田中 覺
	7	緒方 始
	8	辻村 勝好
	10	佐々木 勇藏
	11	五十嵐 奨
	12	村上 雅彦
	13	二井 一夫
	14	國吉 彰

4. 欠席委員

3 中原 義治

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第 64号 農地法第3条 権利の移動

議案第 65号 農地法第4条 転用

議案第 66号 農地法第5条 転用を目的とする権利移動

議案第 67号 現況証明願い

報告第 31号 農地法第4条第1項ただし書きの規定による届出について

報告第 32号 農地法第5条第1項ただし書きの規定による届出について

報告第 33号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第 68号 農用地利用集積計画について

議案第 69号 農用地利用配分計画の案について

議案第 70号 農業振興地域整備計画の変更について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 幡 生 隆太郎

事務局主査 吉 田 悦 弘

7. 議会の概要

- 議長 定刻になりましたので、只今より第 16 回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。
- (起立、礼、着席)
- 本日の欠席委員は中原委員です。
- それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。
- 本日の議事録署名委員は 6 番田中委員と 7 番緒方委員にお願いします。
- それでは議事に入ります。
- 議案第 64 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。
- 局長 今月の農地法第 3 条の許可申請は 2 件です。
- 議案第 64 号番号 44 について議案書をもとに説明いたします。
- 2 ページをご覧ください。
- 申請地は、■■■■から■■へ約■■k mに位置する農用地区域内の農地です。
- 公図は 3 ページをご覧ください。
- 申請内容は 1 ページの番号 44 のとおりです。
- 本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。
- 次に現地調査報告をお願いします。
- 9 番 現地の報告をさせていただきます。10 月 5 日に事務局 2 名と緒方委員、私の 4 名で現地の確認をさせていただきました。
- 地区は■■■■干拓の■■■■地区です。
- 議案書 2 ページ及び 3 ページをご覧ください。
- 周辺の状況は北側が野菜、東側が道路で、西側が水路で、南側にはビニールハウスがたくさんありました。
- とても広いところで、見渡す限り畑ばかりでした。
- 申請地の状況はキャベツが植えてありました。
- 譲渡人は耕作が困難で後継者もない為譲渡するとの事です。
- 譲受人は若い担い手の方で、0.5ha を耕作中で、農業機械等も揃っていることから耕作可能であると思います。
- 以上で現地報告を終わります。
- 議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第 64 号番号 44 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に番号 45 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 64 号番号 45 について議案書をもとに説明いたします。
4 ページをご覧ください。
申請地は、■■■■から■■■■へ約■■■■k mに位置する農用地区域内農地です。
公図は 5 ページをご覧ください。
申請内容は 1 ページの番号 45 のとおりです。
本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長 9 番 次に現地調査報告をお願いします。
現地の報告をさせていただきます。
地区は■■■■で、■■■■センターの近辺となります。
4 ページ及び 5 ページをご覧ください。
周辺の状況は、田で水稻耕作中でした。
申請地の状況は、水稻耕作中でした。
譲渡人は譲受人の叔母で、高齢で遠隔地に居住していることから耕作管理が困難なため、譲渡するとの事です。
譲受人は 0.9ha を所有し、現在は■■■■の法人に加入しており、耕作してもらっていますが、将来的には経営規模を拡大し、耕作をしたいとの意向があるようです。

議長 以上で報告を終わります。
何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 64 号番号 45 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に議案第 65 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程します。

局長 事務局の説明を求めます。
議案第 65 号番号 4 について議案書をもとに説明いたします。
7 ページをご覧ください。
申請地は、■■■■から■■■■へ約■■■■k mに位置する第 1 種農地で

す。

申請内容は、6ページの番号4のとおりです。

公図は8ページ、土地利用図等は9ページから11ページまでをご覧ください。

本件は、第1種農地を対象とした事案ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、代替性もないことから、農地法施行規則第33条第4項に該当し、許可の対象となるものです。

議長
9番

次に現地調査報告をお願いします。

現地の報告をさせていただきます。

7ページ及び8ページをご覧ください。

地区は郡の吉部田地区になります。

周辺の状況は、西側と北側が道路で、南側と東側は保全管理中の田になっていました。

申請地の状況は、少し段差のある2枚の保全管理中の田です。

境界は道路側が擁壁で、農地側は田の畦畔で確認しております。

進入路は、東側の国道190号線からとなります。

盛土は60cm程発生し、周囲は1.5mほどの擁壁を築くとの事です。

雨水に関しては溜枡で、農業用排水路に落とすようになります。

汚水に関しては公共下水道で処理します。

以上の事から特に問題ないと思います。

報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

(挙手あり)

どうぞ。

6番
議長
局長
6番
局長

貸グループホームと書いてあるが、どこに貸すのか。

事務局をお願いします。

東京都のソーシャルインクルード株式会社となります。

わかりました。

初めての事例ですので、少し補足をさせていただきます。ソーシャルインクルード株式会社は全国で23件の貸グループホームの経営実績を有しております。今回は、申請人の方で貸グループホームを建設するという事で、建設は大東建託のグループが担うことになり、その後ソーシャルインクルード株式会社が借受けて、山口県知事の指定を受けて、障がい者用のグループホームを営む形になっています。この建設にあたっては、山陽小野田市の障害福祉課に対して山陽小野田市の障がい者用グループホームの

実態を照会しています。その際、山陽小野田市ではまだ障がい者用グループホームが「充足されていない」との回答があり、今回このような事業展開となったと聞いています。

議長

ありがとうございます。他に質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 65 号番号 4 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第 66 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局長

今月の農地法第 5 条の許可申請は 12 件です。

議案第 66 号番号 69 について議案書をもとに説明いたします。

15 ページをご覧ください。

申請地は、埴生支所から北西へ約 1.6 km に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。

申請内容は、12 ページの番号 69 のとおりです。

公図は 16 ページ、土地利用図は 17 ページをご覧ください。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

9 番

現地の報告をさせていただきます。

15 ページ及び 16 ページをご覧ください。

平成 29 年に遺産相続で取得したそうですが、下関市に居住しており、管理が困難であるため売却するとの事です。

周辺の状況は、北側と西側が道路になっており、東側が保全管理中の田、南側は J R の鉄道用地となっていました。

申請地の状況は草地で、2 枚の田ですが、筆境がわからないくらい生い茂っていました。

雨水処理に関しては自然流下で、西側水路に流します。

以上で報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 66 号番号 69 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

局長 次に番号 70 について事務局の説明を求めます。
議案第 66 号番号 70 について議案書をもとに説明いたします。
18 ページをご覧ください。
申請地は、埴生支所から北西へ約 1.3 k m に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。
申請内容は、12 ページの番号 70 のとおりです。
公図は 19 ページ、土地利用図は 20 ページをご覧ください。
本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。
9 番 現地の報告をさせていただきます。
場所は埴生の角野地区となります。
18 ページ及び 19 ページをご覧ください。
周辺の状況は、北側と南側が保全管理中の田で、東側が水路、西側が道路になっています。
申請地の状況は、保全管理中の田でした。
境界は田の畦畔で確認できています。
雨水は自然流下で、東側の農業用排水路に落ちる様になっています。
以上で報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第 66 号番号 70 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に番号 71 及び番号 72 は関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。

局長 議案第 66 号番号 71 及び番号 72 について議案書をもとに説明いたします。
21 ページをご覧ください。
申請地は、いずれも総合事務所から北西へ約 1.3 k m に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。
申請内容は、12 ページの番号 71 及び番号 72 のとおりです。
公図は 22 ページ及び 25 ページ、土地利用図は 23 ページ及び 26 ページをご覧ください。
本件は、他に適当な土地がないため、許可基準を満たしていると考えられます。

議長
7 番

次に現地調査報告をお願いします。
現地調査報告をさせていただきます。
5 条の 7 1 番及び 7 2 番は隣接した農地です。
東側は水稲が作付されており、西側には道路があります。
北側は農業用水路及び保全管理中の圃場があります。
申請地の状況は、草刈り等の保全管理がされておりました。
雨水に関しては、自然流下で、農業用排水路に排水します。
汚水は発生しません。
埋立も行いません。
71 号と 72 号の間の境界は、フェンスを設置するとの事です。
以上の事から特に問題となることはないと思います。
報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第 66 号番号 71 及び番号 72 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に番号 73 について事務局の説明を求めます。

局長

議案第 66 号番号 73 について議案書をもとに説明いたします。
27 ページをご覧ください。
申請地は、南支所から東へ約 0.8 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。
申請内容は、13 ページの番号 73 のとおりです。
公図は 28 ページ、土地利用図は 29 ページをご覧ください。
本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長
7 番

次に現地調査報告をお願いします。
現地調査報告をさせていただきます。
周辺の状況は、北側が J R 小野田線の線路があり、東側につきましては、農地がありましたが山林原野化しており、かなり荒れていました。
西側と南側が、用水路でそれに沿って赤字道がありました。
申請地の状況は、草地になっていました。
雨水処理に関しては、西側及び南側の用水路に自然流下にて排水するとの事です。
以上の事から特に問題ないと思います。
報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 66 号番号 73 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に番号 74 及び番号 75 は関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。

局長 議案第 66 号番号 74 及び番号 75 について、議案書をもとに説明いたします。
33 ページをご覧ください。
申請地は、いずれも南支所から東へ約 0.8 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。
申請内容は、13 ページの番号 74 及び番号 75 のとおりです。
公図は 31 ページ及び 34 ページ、土地利用図は 32 ページ及び 35 ページをご覧ください。
本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。
7 番 現地調査報告をさせていただきます。
周辺の状況は、南側に既に太陽光発電設備があり、その北側 2 枚の圃場が今回の申請地となります。
東側と西側には用水路がありました。
北側の圃場については保全管理中でした。
申請地の状況は保全管理がされているようで、草刈もしてありました。
雨水処理に関しては、自然流下または、農業用排水路へ排水します。
境界につきましては、畦畔で確認しています。
以上の事から特に問題ないと思います。
報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。
(挙手あり)
どうぞ。

8 番 太陽光の問題ですけれども、私の住んでいる集落にすごく業者が入って、蜂の巣みたいになってます。それで私の方にみんな問い合わせが来るのが現状です。それでまあ、今回総会に出る前にいろいろと考えたんですが、地主の方もそれぞれ家庭の事情とかもあって処分しないといけないんでしょうが、まあ蜂の巣の様になっているわけです。今回申請は ESEN-MIRAI

という会社名で出ていますが、実際に各家庭を回っているのは「NCL」という別の会社の方です。これはどういう関係なのかと言う事と、この業者はまた、格安で第三者に譲渡するわけですね。その譲渡された方は、ポケットマネーみたいな額で、格安で太陽光発電設備を取得すると、そうすると遠方に住んでいたりして、管理ができないから用水路の周りの草刈りをしてくれなかったりするのです、環境問題と併せて考えないといけない問題が出てくるわけです。しかしながら先程言ったように、土地を処分しないといけない人もいますし、困っています。問題なのは、今回の申請者の様に取得して施設を建てた後はすぐ第三者に売って、もう関係ありませんよというわけですよ。それで管理がされていないからと、所有者を調べると遠方に居住しているので、我々のところの水利組合も迷惑を被っております。国はカーボンニュートラルと言って色々やっていますけども、市としては、行政としてはどういうふうに考えているのですか。非常に気になります。この件について賛成とか反対とかいうわけではなくて、あくまで問題点について述べさせていただきました。以上です。

議長

今回、令和4年度の農業政策に係わる意見書を、皆さんにお配りしていると思いますが、第4番目に太陽光発電の件について、市の方へ何らかの手を打ってほしいと要望を出しています。返事についてはまだありませんが、辻村委員が言われたように、用水路等の管理について、木村幹事長を始め、私と山本職務代理者、五十嵐副幹事長の4名で意見書の提出を行いました。しかしながら、いったん手を離れると、私たちが干渉することが出来なくなりますので、市として考えてほしいという事で、近いうちに市から何らかの返事が来ると思っております。それと、もう一件の「NCL」という業者については、おそらくですが、ESEN-MIRAIの下請け業者になるのではないかと思います、事務局何かわかりますか。

局長

ご質問のありました、「NCL」という業者に関しては、今申請書等を確認してみましたが、記載がないのと、相談もなかったため、把握しておりません。推測にはなりますが、太陽光発電をするための用地買収を専門に行う業者なのではないかと考えます。あくまでも推測です。

議長

一応その問題点については市の方へ農業委員会からの意見書として提出していますので、返事はこれまでにさせていただきます。また何か返答がありましたら、お知らせいたします。

この件について何か他に質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第66号番号74及び番号75に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

局長 全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に番号 76 について事務局の説明を求めます。
議案第 66 号番号 76 について議案書をもとに説明いたします。
36 ページをご覧ください。
申請地は、総合事務所から南へ約 3.0 k m に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。
申請内容は、13 ページの番号 76 のとおりです。
公図は 37 ページ、土地利用図は 38 ページをご覧ください。
本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

議長 9 番 次に現地調査報告をお願いします。
現地の報告をさせていただきます。
場所は郡の鳥越地区となります。
36 ないし 37 ページをご覧ください。
周辺の状況は、北側が宅地と保全管理中の田で、西側が道路、東側は宅地、南側は太陽光発電設備があります。
申請地の状況は、段差のある二枚の田で保全管理中でした。
境界については、北、東および西側が擁壁で、南側は、田の畦畔で確認しました。

議長 何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第 66 号番号 76 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に番号 77 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 66 号番号 77 について議案書をもとに説明いたします。
39 ページをご覧ください。
申請地は、市役所から北東へ約 3.6 k m に位置する農用地区域内農地ですが、現在、農振除外手続き中です。
10 月下旬頃農振除外の予定です。
除外後は第 2 種農地となります。
申請内容は、13 ページの番号 77 のとおりです。
公図は 40 ページ、土地利用図等は 41 ページから 43 ページまでをご覧ください。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

議長
7 番

次に現地調査報告をお願いします。

現地調査報告をさせていただきます。

申請地の西側は親の宅地があり、南側には赤字道がありました。東側と北側が田に面しています。

申請地の状況は、保全管理中でした。

事前工事で水道のメーターが設置してありましたので、許可前に工事に入らないでほしいという旨は伝えております。

雨水処理に関しては、西側の宅地と同じ排水経路にするとの事でした。

汚水に関しては集落排水という形で処理するとの事です。

埋立等に関しては東側との境界はブロックで処理するとの事でした。

申請地への進入路の位置は南側で幅員 2.5 メートル程です。

境界につきましては境界杭と測量杭で確認できています。

以上の事から特に問題ないと思います。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 66 号番号 77 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 78 について事務局の説明を求めます。

局長

議案第 66 号番号 78 について議案書をもとに説明いたします。

44 ページをご覧ください。

申請地は、埴生支所から南東へ約 3.5 km に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。

申請内容は、13 ページの番号 78 のとおりです。

公図は 45 ページ、土地利用図は 46 ページをご覧ください。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

議長
9 番

次に現地調査報告をお願いします。

現地の報告をさせていただきます。

申請地は津布田の平松小正寺です。

44 から 45 ページをご覧ください。

北側が道路、西側は水稻耕作中で、東側と南側は保全管理中の田となっています。

申請地の状況は、保全管理中の田でした。

境界は、周辺の田の畦畔で確認できています。
雨水は自然流下で、西側の水路へ流します。
以上で報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第 66 号番号 78 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に番号 79 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 66 号番号 79 について議案書をもとに説明いたします。
47 ページをご覧ください。
申請地は、市役所から北東へ約 3.0 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。
申請内容は、14 ページの番号 79 のとおりです。
公図は 48 ページ、土地利用図等は 49 ページ及び 50 ページをご覧ください。
本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。
7 番 現地調査報告をさせていただきます。
東側及び北側が道路で、南側が宅地、西側が雑種地及び宅地となっています。
申請地の状況は、保全管理された圃場で、草もそれほど生えていない状態でした。
埋立は、申請地東側の道路と同じレベルまで盛土するとの事です。
雨水排水は、道路沿いに側溝を設けて、排水するとの事です。
汚水に関しては公共下水道で処理します。
埋立法面の処理はコンクリート壁です。
周辺農地への取水、排水および進入路の影響はありません。
その他、特に問題となることはありませんでした。
以上で報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 66 号番号 79 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。

局長 次に番号 80 について事務局の説明を求めます。
議案第 66 号番号 80 について議案書をもとに説明いたします。
51 ページをご覧ください。
申請地は、埴生支所から北へ約 1.1 k m に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。
申請内容は、14 ページの番号 80 のとおりです。
公図は 52 ページ、土地利用図は 53 ページをご覧ください。
本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

議長 9 番 次に現地調査報告をお願いします。
現地の報告をさせていただきます。
場所は埴生の畑田地区です。
51 及び 52 ページをご覧ください。
周辺の状況は、北側が道路、西側が宅地、南側と東側が竹林と荒廃地になっておりました。
申請地の状況は、保全管理中の少し段差のある 3 枚の田でした。
境界は田の畦畔で、道路の方は擁壁で確認できています。
雨水は自然流下で排水路に流れるようになっています。
以上で現地報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第 66 号番号 80 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により原案どおり承認することといたします。

局長 次に議案第 67 号「現況証明願い」について事務局の説明を求めます。
今月の「現況証明願い」は 2 件です。
議案第 67 号番号 17 について議案書をもとに説明いたします。
55 ページをご覧ください。
申請地は、市役所から北東へ約 1.7 k m、農用地区域内農地ではありません。
申請の内容は 54 ページ番号 17 のとおりです。
公図は 56 ページをご覧ください。
本件は、農地としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。

議長 7 番 次に現地調査報告をお願いします。
現地調査報告をさせていただきます。

56 ページをご覧ください。

申請地の北東に位置する宅地への進入にあたり、支障をきたすため、安全に進入できるように田を1m程埋立し、コンクリート舗装をしたとの事です。

以上の事から、農地性はないと判断しました。

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第67号番号17に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号18について事務局の説明を求めます。

局長 議案第67号番号18について議案書をもとに説明いたします。

57 ページをご覧ください。

申請地は、埴生支所から北西へ約2.9km、農用地区域内農地ではありません。

申請の内容は54 ページ番号18のとおりです。

公函は58 ページをご覧ください。

本件は農地としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

9 番 現地の報告をさせていただきます。

57および58 ページをご覧ください。

申請地は昭和54年ごろから、農道や農機具置場として使用されていたようです。

周辺の状況は、南側が宅地、北側と東側が雑種地で、西側が道路となっていました。

申請地の状況は、草地で田の土手となっています。

以上の事から農地性はないと判断しました。

報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第67号番号18に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に報告第31号「農地法第4条第1項ただし書きの規定による届出」について事務局の説明を求めます。

局長 今月の農地法第4条第1項ただし書きの規定による届出は1件です。

報告第 31 号番号 9 について議案書をもとに説明いたします。

60 ページをご覧ください。

届出地は、総合事務所から南へ約 1.5 k m、農用地区域内農地ではありません。

届出内容は、59 ページ番号 9 のとおりです。

公図は 61 ページ、土地利用図等は 62 ページ及び 63 ページをご覧ください。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

7 番 現地調査報告をさせていただきます。

申請地は、南側が宅地で、東側に道路があります。

道路から 1 m 程低い位置にある圃場で、東側の宅地よりの場所から進入するようになっており、少し埋め戻しをします。

排水等につきましては、南側の宅地の角までは、排水路が設けてあるので、そちらを延長し使用する予定です。

東側の道路から圃場へ進入するという事で、真砂土で埋め戻すとの事でした。

雨水に関しては、先ほども説明しましたが延長した水路に流します。

汚水は発生しません。

その他特に問題となることはありません。

報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無ければ私から質問ですが、今の説明では進入路になるという認識でよろしいでしょうか。

7 番 そうなります。宅地のすぐ北側になるんですが、そこに、4 m 程度の進入路がつくことになります。

議長 そうではなくて、転用目的が「農業用倉庫、農機具駐車場、育苗スペース」となっていると思うんです。進入路となっていないと思うんですが。

7 番 本来の目的はそうです。埋め戻した部分に物置と言いますか、建物を置くという事です。あとは駐車場と言いますか、農機具を置くスペースになるようです。

議長 埋め戻して作った通路部分に倉庫などを置くという事ですか。わかりました。

では、他に質問はありませんか。

無いようでしたら報告第 31 号番号 9 は原案どおり処理いたします。

次に報告第 32 号「農地法第 5 条第 1 項ただし書きの規定による届出」について事務局の説明を求めます。

局長 今月の「農地法第5条第1項ただし書きの規定による届出」は3件です。

報告第32号番号8について議案書をもとに説明いたします。
65ページをご覧ください。

届出地は、市役所から北東へ約2.2km、農用地区域内農地及び第2種農地にあります。

届出内容は64ページ番号8のとおりです。
公図は66ページ、土地利用図は67ページをご覧ください。
事業終了後、現況に復旧されます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

7番 現地調査報告をさせていただきます。
有帆川西側の低い場所にある圃場です。
67ページをご覧くださいとわかりますと思いますが、表土をはいで表土置くスペースが南側にできるとの事です。
敷地については、資材置場や、この事業に必要な車両等の駐車場として利用します。
一番北側には有帆川の中まで降りることが出来る道路も設置されます。
その道を使って河川の中をずっと進むような形になるようです。
申請地の状況は、保全管理中の圃場でした。
公共事業を行う場所の確保のための転用ですので、工事完了後は復元されるとの事でした。
雨水処理に関しては農業用排水路に排水します。
境界については畦畔で確認できています。
以上の事から特に問題ないと思います。報告を終わります。

議長 私から質問させていただきますが、これは何を目的とした転用なのか。広さが1町ありますけども。

局長 有帆川の石井手転倒ゲートの全面改修を行うための作業ヤードの建設に伴う公共事業です。

議長 わかりました。他に質問はありませんか。
無いようでしたら報告第32号番号8は原案どおり処理いたします。
次に番号9について事務局の説明を求めます。

局長 報告第32号番号9について議案書をもとに説明いたします。
68ページをご覧ください。
届出地は、埴生支所から西へ約2.0km、農用地区域内農地です。
届出内容は64ページ番号9のとおりです。
公図は69ページ、土地利用図等は70ページ及び71ページをご覧ください。

さい。

事業終了後、現況に復旧されます。

議長 9 番 次に現地調査報告をお願いします。
現地の報告をさせていただきます。
議案書 68 ページから 71 をご覧ください。
周辺の状況は、田で全て水稲耕作中でした。
刈り取りが終わっている場所もありましたが、まだ残っている圃場の方が多かったと思います。
場所は大喜干拓の傍示地区となります。
崩れたところがあるという事で、その補修工事のための資材置場として使用するとの事でした。
以上で報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。
無いようでしたら報告第 32 号番号 9 は原案どおり処理いたします。
次に番号 10 について事務局の説明を求めます。
報告第 32 号番号 10 について議案書をもとに説明いたします。

局長 72 ページをご覧ください。
届出地は、総合事務所から東へ約 1.0 km、農用地区域内農地ではありません。
届出の内容は 64 ページ番号 10 のとおりです。
公図は 73 ページ、土地利用図は 74 ページ及び 75 ページをご覧ください。

議長 事業終了後、携帯電話アンテナ基地局以外は、現況に復旧されます。
何か質問はありませんか。
無ければ私から質問させていただきます。これは売買ではなく、永遠に賃貸借なのですか。

局長 賃貸借です。

議長 わかりました。他に何か質問はありませんか。
無いようでしたら報告第 32 号番号 10 は原案どおり処理いたします。
次に報告第 33 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明を求めます。

局長 76 ページをご覧ください。
今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による通知は番号 38 から 40 までの 3 件で、現契約を合意により解約するものです。
ご審議の程をお願いします。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたら報告第 33 号は原案どおり処理いたします。

次に、議案第 68 号「農用地利用集積計画」について、事務局の説明を求めます。

なお、藤井委員は、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、本件議事に参与することができませんので、恐れ入りますが、ご退席をお願いします。

(藤井委員退席)

局長

最初に 78 ページから 82 ページまでをご覧ください。

今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく農用地利用集積計画は、整理番号 123 番から 157 番までの 35 件、84 筆、142,279 m²でございます。

次に 83 ページをご覧ください。

本件は、農地売買等事業に係る農用地利用集積計画です。

整理番号 1 及び 2 とあるのは、整理番号 3 及び 4 の誤りです。

訂正しお詫び申し上げます。

本件は、2 件、4 筆、15,623 m²でございます。

ご審議の程をお願いします。

議長

質問はありませんか

無いようでしたら採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により、議案第 68 号は原案どおり決定することとします。

藤井委員は入室してください。

(藤井委員着席)

次に議案第 69 号「農用地利用配分計画(案)」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局長

85 ページ及び 86 ページをご覧ください。

議案第 69 号「農用地利用配分計画(案)」について議案書をもとに説明します。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、令和 3 年 9 月 30 日付けで山陽小野田市長から意見を求められている案件は、整理番号 4 から 32 までの 29 件、36 筆、104,880 m²でございます。

ご審議の程をお願いします。

議長

質問はありませんか

無いようでしたら採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により、議案第 69 号は原案どおり承認することとします。

次に議案第 70 号「農業振興地域整備計画の変更について」を上程します。

なお、本件審査のため、農林水産課職員の出席を求めたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。農林水産課入室)

それでは、事務局の説明を求めます。

局長 議案第 70 号「農業振興地域整備計画の変更について」について説明いたします。

87 ページをご覧ください。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 項の規定により、令和 3 年 9 月 29 日付けで山陽小野田市長から意見を求められている案件は、山陽小野田市農業振興地域整備計画(案)であります。

当該計画(案)の内容については、先に配付しました別紙のとおりであります。

内容は、第 1 の「農用地利用計画」から第 8 の「生活環境施設の整備計画」までの 8 項目と土地利用計画図などの図面から成り、令和 10 年を見込んだものとなっています。

詳細につきましてはお読み取りをいただければと存じます。

本日配付した A 3 版の農用地利用集積計画面積集計をご覧ください。

現況の農用地面積は、一番上のところの農用地の計、9078 筆、面積が 1087.4ha であります。これは、平成 30 年度の数値です。

次に、この度の見直しで新たに農用地に編入するものは、次の行で 13 筆、1.2ha となります。これは、郡・川東地区圃場整備事業の施行に伴うものです。

次に、除外するものは、次の五つの項目、上から農業委員会が行った非農地通知による除外、公共転用、現況が山林又は原野、集団性が無いもの、及び個別の除外で、合わせて 532 筆、25.7ha となります。

見直しの結果、本市の農用地は、下から 2 行目をご覧くださいと、農用地の計、8559 筆、1062.9ha となります。

これは令和 3 年度の数値となります。

増減は、その下の行のとおりです。

次のページから 7/7 ページまで、見直しの箇所の一覧を載せています。また、一覧の後ろに見直し箇所を記した図面を添えています。

なお、今後の予定につきましては、11 月に変更案の公衆縦覧を実施し、

異議の申し立てが無ければ、12月下旬に変更の公告を行うこととなります。

事務局からの説明は以上です。

ご審議の程お願いします。

議長 なお、見直し箇所につきましては、先般、事務局長とひとつひとつ確認しております。

また、除外後、農地転用の予定がある箇所につきましては、転用の可否などに関し、農林水産課と事務局の協議が整っているとのこと。

以上のことから、特に問題はないと思いますが、意見の照会ですので、何かご意見、ご質問などがあればお受けいたします。

無ければ私のほうから質問させていただきます。

具体的なことは先月の総会の時に説明いただきましたので、本日は確認の意味でYESかNoかでお答えください。

計画書には、用途地域の見直しは令和3年3月29日に行ったとなっておりますが、農振地域と用途地域は融和を保つと、なっていますがこの度、農振地区の見直しが遅れたということは認識されてますか。

農林水産課 今会長のほうからありましたが、用途地域の見直しに関しては3年の3月に変更が完了していると、いうところで、本来であれば、当初の計画は用途地域の見直しと足並みをそろえて農業振興地域の見直しをするという計画でした。ということで、当初の計画は3年の3月末をもって見直し完了という作業をしていましたが、まず意見の集約、それから諸々実績、計画等の見直し、1筆毎の県との協議等で、時間を要してしまった事から、予定通り用途地域の見直しは完了しましたが、農振地域の見直しについては作業が遅れてしまいました。それによって今現在は県の方にも同じようにこの案をもって意見照会をしていると、合わせて関係機関、土地改良区やカルスト森林組合などに確認をさせていただいています。

議長 事務局からは山陽小野田市農業振興地域整備計画書等について、農林水産課からの協議が十分ではなかったと聞いていますが、農林水産課のほうはどのように認識されていますか。協議は十分だったと思いますか。

農林水産課 農林水産課といたしましては、昨年7月に先ほど皆様にお配りしました航空写真についていろいろ事務局長とすり合わせをさせていただきましたが、その後変更があったり、具体的な地番についてお示しをしていなかったということもありまして、私の認識では7月に本庁で事務局とすり合わせをさせていただいた時には同席をしたのですが、その後担当がその後農業委員会とすり合わせをしていたと思っていたのですが、最近、議案を提出させていただくときにいろいろ話を聞くと、農業委員会とすり合わせが

不十分であったということが分かりまして、急遽その後資料を提出して本日に至りました。

議長 私は整備計画書案等を見せていただいた上で、検討させていただき、数字やいろいろ間違いがあることは知っています。

あえて指摘することは致しませんが、そのあたりの精査はまたよろしくお願いします。今回転用目的で、農用地から外れた農地については事務局との協議が整っていると聞いていますが、そのように認識してよろしいでしょうか。

農林水産課 先ほど申しましたように、航空写真でのすり合わせの変更があったわけですが、今現在、この資料の1～7ページまでの地番や地目が入ったものの、航空写真については、農業委員会のほうに確認をしていただいたものとなります。

議長 少し厳しいことを言うかもしれませんが、農林系の職員は、農業委員会事務局の小野田分局の職員でもあるという認識はありますか。今、農林系の職員が仕事をしていないというわけではありませんが、今後引き続き今以上に農業委員会事務局との連携を図って今回のような事が起きないように十分な指導を徹底していただきたいと思います。

農林水産課 今おっしゃられたように農林水産課の農林系については4人に併任辞令をもらっておりますので、当然農業委員会の事務についても従事していくということになります。農林水産課も様々な業務がありまして、農業委員会として併任をうけているからには、そこは市民サービスの低下につながるないように、併任を受けた職員は農業委員会の業務に携わっていくということは当然のことであろうと思いますので、今後更に農業委員会との連携を密にしながら、農業関係の施策に従事していきたいと思います。

議長 農業委員会事務局は事務局で出来ることは今やっているとは思っていますが、こういう連携の中で生まれる誤差がトラブルの原因になることもありますので、ぜひご指導方宜しくお願い致します。私からは以上です。

また、お手元の航空写真等の資料は回収しますので持ち帰らないようお願い致します。

また、今回の見直しの農用地利用計画除外箇所については、各委員さんの受け持ち地区に関しては、地主さんなどから問い合わせがあることもありますので一応目を通しておいてください。

他に何かありますか。

ご意見等が出尽くしたようですので、採決に入ります。

本件に異存のない委員の挙手を求めます。

(全委員挙手)

異存なしと認めます。

農林水産課の職員はご退席ください。

本日は、ご出席ありがとうございました。

以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。

局長 次回の現地調査は、11月5日(金)9時から、五十嵐委員、相本委員でお願いします。

第17回総会は、11月12日(金)13時30分からで、会場は保健センター
集団指導室の予定です。

議長 以上をもちまして第16回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。

(起立、礼) お疲れ様でした。

午後3時18分 閉会

山陽小野田市農業委員会

会 長 _____

議事録署名委員

____番委員 _____

議事録署名委員

____番委員 _____